

## 議第86号

京都市消防団員等公務災害等補償条例の全部を改正する条例の制定について

京都市消防団員等公務災害等補償条例の全部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 5月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市消防団員等公務災害等補償条例の全部を改正する条例  
京都市消防団員等公務災害等補償条例の全部を次のように改正する。

京都市消防団員等公務災害等補償条例

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法第24条第1項の規定による非常勤の消防団員（以下「団員」という。）に係る損害補償、消防法第36条の3第1項若しくは第2項の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償、水防法第45条の規定による水防に従事した者に係る損害補償、災害対策基本法第84条第1項（原子力災害対策特別措置法第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償及び本市が行う消防訓練その他の防災訓練で別に定めるもの（以下「訓練」という。）に参加した者（以下「訓練参加者」という。）に係る損害補償を適正に行うことを目的とする。

(損害補償を受ける権利)

第2条 市長は、次に掲げる場合で、損害補償を受けるべき者があるときは、その者にこの条例により損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知するものとする。

- (1) 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合
- (2) 消防法第25条第1項若しくは第2項又は第29条第5項（これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者（以下「消防作業従事者」という。）が消防作業に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合
- (3) 消防法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者（以下「救急業務協力者」という。）が救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合
- (4) 水防法第24条の規定により水防に従事した者（以下「水防従事者」という。）が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合
- (5) 災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定又は災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定により応急措置の業務に従事した者（以下「応急措置従事者」という。）が応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合
- (6) 訓練参加者が訓練に参加したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾

病にかかり、又は訓練に参加したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合

第3条 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。ただし、傷病補償年金（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「令」という。）第5条の2第1項各号列記以外の部分に規定する傷病補償年金をいう。）、障害補償年金（令第6条第1項に規定する障害補償年金をいう。）又は遺族補償年金（令第7条に規定する遺族補償年金をいう。）（以下「年金たる損害補償」という。）を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

（損害補償の種類等）

第4条 団員、消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置従事者（以下「団員等」という。）に係る損害補償の種類、範囲、金額、支給方法その他の損害補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、令の規定の例による。

2 訓練参加者に係る損害補償の種類、範囲、金額、支給方法その他の損害補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、団員等に係る損害補償の例による。

（休業補償の特例）

第5条 令第5条本文に規定する休業補償の金額については、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額に相当する金額とする。

- (1) 団員 補償基礎額（令第2条第1項に規定する補償基礎額をいう。以下同じ。）から消防団員等公務災害補償等共済基金が支給する休業援護金の額を差し引いた額
- (2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者、応急措置従事者及び訓練参加者 補償基礎額

(報告, 出頭等)

第6条 市長は、損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(不当利得の返還)

第7条 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者があるときは、市長は、その者からその損害補償を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市消防団員等公務災害等補償条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた損害補償及び適用日前に支給すべき事由が生じた年金たる損害補償で適用日以後の期間について支給すべきもの（以下「適用日以後の損害補償」という。）について適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

(適用日以後の損害補償の額の特例)

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日までの間における適用日以後の損害補償の額は、改正後の条例第4条の規定によりその規定の例によることとされる令第2条第1項に規定する補償基礎額を基礎として算定した額とこの条例による改正前の京都市消防団員等公務災害等補償

条例（以下「改正前の条例」という。）第5条第3項の規定を適用するとした場合の補償基礎額を基礎として算定した額とのいずれか多い額とする。  
(補償の内払)

- 4 改正前の条例の規定に基づいて既に支払われた年金たる損害補償（適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に係る部分に限る。）又はその他の損害補償（適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）は、改正後の条例の規定による年金たる損害補償又はその他の損害補償の内払とみなす。

#### 提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。